

令和7年度

試 験 事 務
事 業 計 画 書

一般財団法人 神奈川タクシーセンター

令和 7 年度 試験事務 事業計画

(タクシー業務適正化特別措置法第 48 条)

タクシー業務適正化特別措置法に基づき、横浜地域における輸送の安全及び利用者の利便の確保に関する試験（タクシー事業に係る法令、安全及び接遇）の事務代行実施機関として国の指定を受け、試験事務を行うものとする。

タクシー事業に係る法令、安全及び接遇の科目について各々15 問程度の出題を目安として合計 45 問を出題し、36 問以上の正解を合格基準として実施することとする。

試験問題の作成に当たっては、試験の公平化を図る観点から、個々の問題について正解率を分析し精査して、難易度が極端な場合には適切な問題に差し替える等改善するとともに、試験問題に関連する法令等の変更に対応して、最新情報を試験問題に反映させ、適切な試験内容の更新に努める。

また、試験問題の漢字にはふりがなを振り、読みやすいものにする。

試験受験者数は令和 7 年度の講習受講予定者数より推定し、初回受験者を 1,775 名、再受験者を 35 名と見込んで、計 1,810 名とした。

令和 7 年度 受験者策定数

初回受験者数	1, 7 7 5 名
再受験者数	3 5 名
合 計	1, 8 1 0 名